

# 熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

宇 部 市 長 様

(家屋所有者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

下記家屋の熱損失防止改修工事を施工しましたので、固定資産税の減額について申告します。

家屋の所在			登記年月日	年 月 日	
建築年月日	年 月 日	工事期間	年 月 日～		年 月 日
建物の構造			改修費	円	
建物の種類		床面積	m <sup>2</sup>	家屋番号	
人の居住の用に供する部分の床面積			m <sup>2</sup>		
工事完了後3カ月以内に申告書を提出できなかった場合の理由欄					

※ この申告に関し必要があるときは、市が保有する情報を市内部において調査・使用することに同意します。

次ページの注意事項を読んだ上でご記入ください。

※ 工事完了後3ヵ月以内に、建築士等の証明を受けた地方税法施行規則附則第7条第9項の規定に基づく証明書、工事明細書、改修工事箇所の写真を添付の上、資産税課家屋係まで提出してください。

※ 改修費の欄には次に該当する熱損失防止改修工事でその合計額を記入してください。

ただし、1の工事は必ず含み、他の工事も外気等と接するものの工事となります。

- 1 窓の改修工事
- 2 床の断熱改修工事
- 3 天井の断熱改修工事
- 4 壁の断熱改修工事

改修費の合計が60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）の場合で、120㎡分までを限度として、翌年度分の固定資産税が3分の1減額となります。

※ 「建物の構造」欄には木造、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等「建物の種類」欄には一戸建て、マンション、アパート等を記入してください。

問合せ 宇部市資産税課家屋係 TEL:0836-34-8195,8196,8223
---